

令和元年度（2019年度） 定期監査結果報告書

1 監査の対象部局

保健福祉部

2 監査の対象

平成31年（2019年）4月1日から令和元年（2019年）7月31日までに執行された財務に関する事務およびその他の事務

3 監査の期間

令和元年9月12日から令和元年12月25日まで

4 監査の実施方法および内容

監査に当たっては、監査項目を定め、上記事務が法令等および予算の定めるところにより適正に執行されているか、経済性、効率性および有効性の観点を踏まえて執行されているかなどについて、抽出により、諸帳簿等の関係書類の確認をするとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を実施するなど、都市監査基準に基づき行った。

なお、各監査項目における主な着眼点は次のとおり。

(1) 予算の執行

- ア 計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計区分，年度区分および予算科目は適正か。
- ウ 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(2) 現金取扱事務

- ア 出納員その他の会計職員，企業出納員および現金取扱員以外の者が現金を扱っていないか。
- イ 現金出納簿等は正確に記帳されているか。
- ウ 収納金は適切に保管され，遅滞なく指定金融機関等に払込ままたは預入されているか。

(3) 庶務的事務

- ア 職員の服務に係る手続は適正か。
- イ 金券等の管理および使用ならびに諸帳簿の整備は適正か。

(4) 支出事務（介護支援ボランティアポイント事業費）

- ア 違法，不当または不経済な支出はないか。
- イ 支出決定は正当な権限者により行われているか。
- ウ 物品等の検査検収は確実に行われているか。
- エ 支払時期は適正か。

(5) 契約事務（基幹相談支援センター事業委託契約）

- ア 契約の方法および手続は適正か。
- イ 契約書，見積書等関係書類および帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ウ 履行の確認は適切に行われているか。

5 監査の結果

監査の対象とした事務について，監査した限りにおいて，次のとおり改善等を要する点が見受けられた。

(1) 指摘事項

ア 予算の執行

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業費で予算執行している地域型介護予防体操教室事業および包括的支援等事業費で予算執行している地域包括支援センター運営事業は，函館市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成17年規則第108号）第2条に規定する長期継続契約を締結することができることとされていないことから，毎年度，業者の選定を行っているものの，契約書の一部となっている函館市地域型介護予防体操教室事業実施要領（平成29年10月1日施行）および公募に当たって配布した高齢者あんしん相談窓口函館市地域包括支援センター運営法人公募要項（平成27年7月31日保健福祉部長決裁）において，「市議会の予算議決を得た場合

に限り」等の条件のもと契約を複数年継続または更新することを規定し、このことを特命随意契約の理由として、当初選定した業者を継続して選定しているほか、社会福祉総務費および生活保護総務費で予算執行している就労準備支援事業については、平成29年度（2017年度）に2回目のプロポーザルを実施し業者を選定しているが、今年度の契約に当たり「前年度から引き続き参加する利用者との信頼関係の構築や相互理解を深める」と当初から同一業者による継続的な事業運営を前提としていたと見受けられる特命随意契約理由をもって業者を選定しており、規定や業務執行の考え方と契約の方法に不整合を起している。

このことは、単年度契約と複数年度契約を明確に区分して事務を執っていないことが原因の一つであると思料されるが、当初から同一業者による継続的な事業運営を前提としているのであれば、目的達成や経費削減等の観点も踏まえ、債務負担行為の設定を検討するなど、契約期間等のあり方を整理することはもとより、地方公共団体の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定するとおり競争入札が原則であること、特命随意契約による場合においては、経済性や公正性の面から慎重かつ厳格に行うべきであることも踏まえ、適正な契約事務の執行に努められたい。

- (イ) 地域包括支援センター運営事業の契約手続に関わって、随意契約により契約を締結しようとするときは、函館市契約条例施行規則（昭和39年規則第4号）第30条の4第1項および第2項の規定により、あらかじめ予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならないとされ、また、同規則第30条の5の規定により、見積書を徴するものとされているにもかかわらず、予算計上に当たっては積算しているものの、契約に当たっては積算書自体作成していないことから予定価格を定められず、さらに、見積書も徴しないまま業者を選定しており、適正に最

適な事業者が選定されているのかを証する手続が執られていなかった。

このことは、規則を十分に意識していなかったことおよび単年度契約と複数年度契約を明確に区分して事務を執っていなかったことが原因の一つであると思料されることから、規則に則った適正な契約事務の執行を図られたい。

- (ウ) 介護予防・日常生活支援総合事業費で予算執行している地域型介護予防体操教室事業ならびに包括的支援等事業費で予算執行している地域包括支援センター運営事業および生活支援コーディネーター業務は、当初の業者選定を保健福祉部において行ったが、今年度の業者選定にあたり、函館市事務専決および代決規程（平成5年訓令第2号）により財務部調度課の個別専決事項とされ、同課が定める入札・契約事務の手引きにおいて「単年度契約で、初回に発注課で業者選定を行った業務であっても、引き続き次年度も同一業務を随意契約をするような業務」は同課への回付を要するとされているにもかかわらず、回付をせずに保健福祉部にて業者選定を行っていた。

また、地域包括支援センター運営事業については、函館市契約審査会規則（昭和39年規則第6号）第2条第3号および手引きにより、財務部調度課で業者選定する場合、予定価格が1件15,000千円以上の業務委託は契約審査会で審議するとされているところ、予定価格が定められていないため確定はできないが、契約金額から推測される予定価格が1件15,000千円以上であるにもかかわらず、財務部調度課に回付されていないことから、契約審査会での審議がなされていなかった。

これらのことは、規程や規則、手引きを十分に意識して事務を執っていなかったことが原因の一つであると思料されることから、規程等に則った適正な契約事務の執行を図ることはもとより、保健福祉部の契約手続を全体的に見直し、適正な事務の確保を図られたい。

イ 支出事務（介護支援ボランティアポイント事業費）

業者の選定は、函館市事務専決および代決規程（平成5年訓令第2号）により財務部調度課の個別専決事項とされ、同課が定める入札・契約事務の手引きにおいて、委託先、委託料の選定の余地がない業務など一部の例外を除いては同課への回付を要するとされているところ、当該例外事項に該当しないにもかかわらず、回付をせずに保健福祉部にて業者選定を行っていた。

このことは、委託先の選定の余地がない業務であるかどうかの捉え方を誤って解釈していたことが原因であることから、今後においては、規程はもとより手引きを十分に理解したうえで、適正な事務の執行を図られたい。

(2) 意見

ア 契約事務（基幹相談支援センター事業委託契約）

基幹相談支援センター事業の委託に当たっては、契約書に、主に市が事業を実施する上で必要になる事項が規定されている函館市障害者地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）および相談支援事業実施要領（平成18年10月1日施行）が附属されているのみであり、受託者が参照とすべき手続、手順や必要書類等具体的な業務内容を定めたものは附属されていなかった。

このため、市が受託者に求めている業務と実務が乖離することや、これに関連して事務の誤りなど業務のコントロールが困難になることも懸念されることから、当該センター事業の委託においては、業務処理要領を作成し業務内容を明確にした上で契約手続を執ることはもとより、処理要領に基づく指導等により適正な事業の執行に努められたい。

また、実施要綱および実施要領には、当該センター事業のほか複数の事業についても定められていることから、これらの委託契約もあわせて再度点検し、契約書および附属書類の内容を整理されたい。